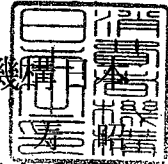


2016年11月4日

株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 小山田 隆 様

適格消費者団体 消費者機構
特定非営利活動法人
代表理事・理事長 和田 隆
〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5
プラザエフ6階



申入れ書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

当機構において、貴行のカードローンの「ローン規定・カード規定」の相続開始時の期限の利益の喪失条項及び貴行に対する苦情等を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触する可能性があるとの結論に達しました。

そこで当機構は貴行に対し、消費者契約法第12条に基づき下記のとおり是正を申し入れますので、ご検討ください。

つきましては、本申入れに対する貴行の文書による回答を2016年11月30日までに当機構にお送りください。

本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴行からの回答の有無、回答の内容等を適宜公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容・経過・結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

なお、回答書には貴行の本件の担当者のお名前、部署、電話番号、FAX、e-mailを記載ください。どうぞ、よろしく願いいたします。

<申入れの趣旨>

○貴行の「ローン規定・カード規定」のうち、第 12 条 1 項 (7) の削除を求めます。

<申入れの理由>

1. 「ローン規定・カード規定」第 12 条 1 項 (7) の内容

貴行のカードローンバンクイック「ローン規定・カード規定」第 12 条 1 項は即時支払を定めており、下記内容となっています。

第 12 条 (即時支払)

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払うものとし、
- (1) 第 8 条および第 9 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
- (3) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- (7) 借主に相続の開始があったとき。

そして、当機構が削除を求める第 12 条 1 項 (7) は、「相続開始があったときには期限の利益を失うことから直ちに債務全額を返済する」旨（以下、「本件条項」といいます。）が定められています。

2. 本件条項の消費者契約法第 10 条該当性の検討

消費者契約法第 10 条は、下記内容にて、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めています。

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(1) 前段要件への該当性

民法は、期限の利益については、以下のように定めています。

(期限の利益及びその放棄)

第 136 条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第 137 条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

民法第 136 条第 2 項は、期限の利益を放棄できると規定していますので、任意に期限の利益を放棄することは可能であることから、本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第 136 条及び 137 条をみますと、「相続の開始があったとき」は、民法において期限の利益を放棄及び失う場合とは規定されていません。

むしろ民法は、相続の効力について、以下のとおり定めています。

(相続の一般的効力)

第 896 条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

民法第 896 条によれば、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益がある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に一律に期限の利益を失うとする条項であり、民法第 896 条に反して消費者の義務を加重しています。

(2) 後段要件～信義則違反の一方的侵害性～

本件条項が適用された場合の相続人（消費者）の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割なら支払えるが一括の返済はできないという相続人は非常に不利益な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が銀行から

全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合もあります。また、債務について銀行の保証会社が代位する場合は、銀行所定のカードローンの利息の倍ほどの遅延損害金を支払わなければならなくなります。

この点、2016年5月26日の全国銀行協会からの連絡によれば、貴行外2行は本件条項を設けた趣旨について、「カードローンは属人性の信用に対して貸し付けている。各属人の信用に対して貸出金額、金利、貸出期間、極度額(反復借入れOK)を認めている貸付形態。債務者が死亡した場合に、その内容がそのまま相続人に引き継がれるということにはならない」と主張されています。

しかし、この主張は貸出しに対しては妥当するでしょうが、単なる債務の弁済については妥当しないと考えられます。もちろん収入という点では、変化もありえますが、増える場合もありますので、相続人の返済能力が一律に下がったり無くなったりするわけでもありません。

被相続人に対して無担保で貸し付けを行っているとしても、単に被相続人の収入だけで判断しているのではなく、特定の担保は取っていなくとも、被相続人の全財産を担保として貸し付けているといえます。また、相続により、被相続人の資産はすべて相続人に承継されますので、資産という点では変化はありません。

そして、貴行は保証会社が代位する場合は、被相続人の死亡という偶然の事情により、保証会社からの保証により全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避できます。しかし、貴行の保証会社（アコム株式会社）の「保証委託約款」第3条にも本件条項と同様の条項があることから、相続人は、保証会社に対して一括返済することとなり、また、分割返済の交渉をしている間も利息よりも倍ほど高い遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき」のみで期限の利益を失わせる条項は、貴行には民法の規定以上に利益があり、カードローン利用者である相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえます。

3. まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

以上

添付書類

資料1：ローン規定・カード規定

資料2：保証委託約款

<本件の問い合わせ先>

専務理事 磯 辺 浩 一
事務局 吉 備 幸 絵

TEL：03-5212-3066

FAX：03-5216-6077

e-mail：isobe@coj.gr.jp

kibi@coj.gr.jp



カードローン「バンクイック」

ローン規定・カード規定

【ローン規定】

第1条(借主と契約の成立)

1. 借主とは、三菱東京UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定(以下「ローン規定」という。)および三菱東京UFJ銀行のカードローン「バンクイック」カード規定(以下「カード規定」という。)を承認のうえ(以下ローン規定とカード規定をあわせて「本規定」という。)、アコム株式会社(以下「保証会社」という。)を連帯保証人として、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「当行」という。)に所定の申込方法により三菱東京UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の契約(以下「基本契約」という。)の申し込みをし、当行が審査のうえ申し込みを認めた方をいいます。
2. 基本契約は、借主からの申し込みを当行が承諾したときに成立し、本規定は基本契約の内容を構成するものとします。

第2条(取引方法)

1. 基本契約に基づく取引(以下「この取引」という。)は、当行の第二リテールアカウント支店で開設するこの取引専用の当座勘定を利用する当座貸越取引とし、小切手・手形の振り出しあるいは引き受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. この取引は、第5条および第7条に定める方法での当座貸越金の入出金により行うこととします。
3. この取引に使用する当行所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由のある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合には、当行は免責されるものとします。

第3条(利用限度額)

1. 借主は、基本契約の利用限度額の範囲内で繰り返しこの取引による借り入れができるものとします。
2. 基本契約の利用限度額は、当行が決定します。
3. 第2項にかかわらず、当行が債権保全上必要と認めたときは、この取引の利用限度額を減額(新たな貸付を中止することを含む。以下同じ。)できるものとします。
4. 第3項により利用限度額を減額した後に、減額事由が解消しかつ当行が相当と認めた場合には、当該減額事由により減額されていた範囲内で利用限度額を増額することができます。

第4条(取引期間)

1. 基本契約に基づきこの取引を行う期間は、基本契約成立の日から1年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。なお、当行は、満70歳以上となる借主に対して、期間延長しない旨の意思表示をすることがあります。
2. 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申し出がなされた場合は次によることとします。
 - (1) 貸越元金・貸越元利息・遅延損害金等(以下「貸越元金等」という。)は本規定の各条項にしたがい返済し、貸越元金等が完済された日に基本契約は当然に解約されるものとします。
 - (2) 期間満了日に貸越元金等がない場合は期間満了日の翌日に基本契約は当然に解約されるものとします。
 - (3) 期間満了日の翌日以降は基本契約による当座貸越は受けられません。

第5条(借入方法)

この取引による借り入れは、以下の方法によるものとします。

- (1) 借主が、カード規定の定めるところにより当行の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機(以下「預入払出機」という。))を含む。)を使用して出金する方法。
- (2) 当行が認めた場合に限り、借主が、当行所定の方法による届出により指定した当行の借主名義の普通預金口座(以下「指定口座」という。)に当座貸越の代わり金を入金するよう当行に依頼し、当行が指定口座に対して当座貸越代わり金を入金する方法。
- (3) その他当行が認めた方法。

第6条(貸越利率等)

1. この取引の貸越利率は当行所定の利率(この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸越利率」という。)とします。
2. 貸越金の利息の計算方法は、付利単位を1円とし、貸越利率により1年を365日とし、日割で計算し

- ます。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は貸越利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、当行の本支店等に掲示するものとし、借主への通知は不要とします。
 4. 当行は貸越利率を、当行所定の基準および方法により優遇することができます。この場合、当行はいつでもその優遇の取り扱いを中止することができます。本項による貸越利率の変更については、借主より照会があれば、第二リテールアカウント支店が回答するものとします。

第7条(返済方法)

この取引の返済は以下の方法によるものとします。

- (1) 預入払出機による当座勘定への入金
カード規定の定めるところにより、当行の預入払出機を使用して当座勘定に入金する方法。
- (2) 振込返済
当行が指定した口座への振込による方法。
- (3) 自動支払い
 - A) 当行が認めた場合で、かつ第8条第1項(2)号による返済を行う場合に限り、第9条に基づく約定返済額(以下「約定返済額」という。)を支払うために、第8条第1項(2)号に基づく返済期日(以下「各約定返済日」という。)までに、毎回の約定返済額を、借主が別途指定する当行の借主名義の普通預金口座(以下「返済用預金口座」という。)に預け入れる方法。この方法による場合、当行は、各約定返済日に普通預金払戻請求書によらず、返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の返済にあてるものとします(第12条に該当する場合を除く)。
 - B) 各約定返済日時点で返済用預金口座の残高が各約定返済日の約定返済額に満たない場合には、当行は約定返済額の一部の返済にあてる取り扱いをせず、返済用預金口座からの払い戻しは行わないものとします。なお、約定返済日の翌日以降、約定返済額が返済用預金口座に入金されても、当該約定返済日にかかる約定返済に関しては、返済用預金口座からの払い戻しによる自動支払いはできないものとします。

第8条(返済期日)

1. この取引による当座貸越の返済期日は、次の各号のいずれかとし、返済期日における約定返済額の支払いを約定返済ということとします。
 - (1) 35日ごとの返済
新規に借り入れた場合(借入時点においてこの取引の貸越元利金等がない場合。貸越元利金等が1千円未満で第3項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。)の返済期日は、借入日の翌日から起算して35日目とします。2回目以降の返済期日は、直前に約定返済額の支払いをした日の翌日から起算して35日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。なお、返済期日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
 - (2) 毎月指定日返済
借主の希望する毎月の一定期日(以下「指定日」という。)とします。なお、指定日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
2. 借主は、返済期日前であっても預入払出機または振込返済による約定返済額の支払いができるものとします。この場合の次回返済期日は次の各号のとおりとします。
 - (1) 35日ごとの返済
返済期日前の支払いをした日の翌日から起算して35日目とします。なお、返済期日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
 - (2) 毎月指定日返済
返済期日前の支払いをした日の翌日から起算して45日間の内、より後の指定日が返済期日となります。なお、指定日が当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
3. 貸越元利金等が1千円未満となった場合は、返済方法が自動支払いの場合および特に当行が指定する場合を除き、約定返済の対象外としますので、残額は預入払出機による入金または振込返済により早めにご返済ください。

第9条(約定返済額)

1. 第8条第1項による返済における各回の約定返済額は、借入金額(貸越元金を指し、追加借入をしたときは、その直前の貸越元金の残高と追加貸越元金の額との合計とする。以下同じ。)に応じて次のとおりとします。

- (1) 第6条に基づく貸越利率が15.0%以上の借主の約定返済額

借入金額	約定返済額
3千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が3千円を超える場合は3千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し約定返済を行なう場合は、約定返済額の1千円単位未満を切り捨て1千円単位(2千円超3千円未満の場合2千円、1千円超2千円未満の場合1千円)で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。
3千円以上 10万円以下	3千円

10万円超 20万円以下	6千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに3千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合9千円、30万円超40万円以下の場合1万2千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

- (2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額
A) 平成25年3月25日以降に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主の場合。なお、平成25年3月25日より前に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が8.1%以下の借主であって、当行が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合も同様とする。

借入金額	約定返済額
1千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が1千円を超える場合は1千円。
1千円以上 10万円以下	1千円
10万円超 20万円以下	2千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合3千円、30万円超40万円以下の場合4千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

- B)(2)号A)に該当しない借主の場合

借入金額	約定返済額
2千円未満	貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が2千円を超える場合は2千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し約定返済を行なう場合で、貸越元利金等全額が1千円超2千円未満の場合は、1千円で返済した場合も約定返済があったものとして取り扱います。
2千円以上 10万円以下	2千円
10万円超 20万円以下	4千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに2千円を追加(例:20万円超30万円以下の場合6千円、30万円超40万円以下の場合8千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

- 各回の約定返済額は最少の返済金額とし、約定返済額を超える返済を妨げないものとします。この場合、約定返済額との差額は貸越元金の返済に充当します。
- 第2項にかかわらず、第7条(2)号の振込返済により第1項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済金として取り扱うこととします。ただし、この場合には、従前の約定返済額および返済期日の変更は行いません。
- 約定返済の全部または一部を延滞したときは、第1項に定める約定返済額に遅延損害金を加えた額を返済金額とします。

第10条(返済金の充当方法)

借主の返済金は、利息適用外残高・遅延損害金・利息・貸越元金の順に充当します。利息適用外残高とは、預入払出機等での返済後の借入金額の残高が1千円未満になるときに、利息が付かない残高としてお取り扱いする金額です。

第11条(遅延損害金)

- 借主が約定返済額の支払いを遅滞したときは、当行所定の遅延損害金を支払うものとします。
- 遅延損害金の計算方法は、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む年率。)により1年を365日とし、日割で計算します。

第12条(即時支払)

- 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払うものとします。
 - 第8条および第9条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
 - 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - ✓ (7) 借主に相続の開始があったとき。
2. 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求があり次第、貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金等の全額を支払うものとします。
 - (1) 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 当行との取引規定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。
 - (3) 借主が当行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (4) この契約に関し、当行に届け出た内容または提出資料に虚偽があると認められたとき。
 - (5) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど貸越元利金等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。
 3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第13条(保証会社への保証債務履行請求)

1. 第12条により、借主に貸越元利金等全額の返済義務が生じた場合には、当行は保証会社に対して貸越元利金等全額の返済を請求することができます。
2. 保証会社が借主に代わって貸越元利金等全額を当行に返済した場合は、借主は保証会社に貸越元利金等全額を返済するものとします。
3. 保証会社の返済が借主に対して事前に告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第14条(銀行からの相殺)

1. この契約に基づく債務を履行しなければならない場合には、当行は貸越元利金等と預金その他の当行が借主に対して負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 第1項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第15条(借主からの相殺)

1. 借主は支払期にある預金その他の当行に対する債権とこの契約に基づく債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、事前に書面により相殺を通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印した当行所定の払戻請求書とともに直ちに当行に提出するものとします。
3. 第1項によって、借主が相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第16条(債務の返済等にあてる順序)

1. 借主につき基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、第14条により当行から相殺をするときは、当行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては借主は異議を述べることはできないものとします。
2. 借主から相殺する場合の債務の指定は次の各号のとおりとします。
 - (1) 借主は基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または第15条により相殺するときは、どの債務の返済または相殺に充てるかを事前に書面による通知をもって指定することができます。
 - (2) 借主が前号による指定をしなかったときは、当行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定できるものとし、これをすみやかに書面をもって通知するものとします。この場合、借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済が延滞している場合などにおいて、第2項(1)号に定められた借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとします。
4. 第2項(2)号または第3項によって、当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条(届出事項の変更)

1. 借主は氏名、住所、勤務先、勤務地、電話番号その他の当行に届け出た事項に変更があったときは直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、当行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送したにもかかわらず、延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき

ときに到達したものとします。また、借主の責めに帰すべき理由により配達された郵便物が受領されないなどの場合も同様とします。

3. 基本契約の申し込みを受け付ける場合には、法令の定めにしたがい、本人確認等を行います。この確認事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。

第18条(成年後見人の届出)

1. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について、補助、補佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。
2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名等その他必要な事項を届け出るものとします。
3. 借主またはその代理人は、既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも第1項および第2項と同様に届け出るものとします。
4. 借主またはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届け出るものとします。
5. 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第19条(解約)

1. 借主に第12条第1項または第2項のいずれか一つでも生じた場合は、当行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
2. 基本契約が解約された場合に貸越元利金等があるときは、借主は直ちにそれらを支払うものとします。

第20条(契約規定等の変更)

1. 当行は、当行所定の支店の店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、本規定を変更できるものとします。
2. 前項による変更後の規定は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降の本取引から適用されるものとします。
3. 前項の相当期間経過前であっても、借主が本取引を行ったときは、当行は、借主が変更事項および新規定を承認したものとみなし、第1項による変更後の規定を適用します。

第21条(貸付の契約に係る勧誘の承諾)

借主は、今後当行が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことを承諾します。なお、借主は、勧誘が不要な場合は、その旨を当行に対して意思表示を行うことができます。

第22条(報告および調査)

1. 当行が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じるものとします。
2. 借主は財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に報告するものとします。

第23条(危険負担等)

1. 当行に差し入れた契約書類等が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって、紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は当行からの請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。
2. 借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取り立てもしくは処分に必要な費用、および借主の権利を保全するため当行の協力を依頼した場合に必要な費用は借主が負担します。

第24条(合意管轄)

1. 基本契約、および基本契約に基づく借主と当行との諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 基本契約およびこの取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第25条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認めら

- れる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主とのローン契約を継続することが不適切である場合には、借主は、当行からの請求によって、ローン契約による債務全額について期限の利益を失い、ローン契約借入要項に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は当行にはなんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第26条(会話内容の記録)

当行は、お客さまからのお申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと当行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

(平成28年2月29日現在)

【カード規定】

第1条(カードの発行)

株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「当行」という。)は「三菱東京UFJ銀行のカードローン」「バンクイック」(以下「本カードローン」という。)ローン規定(以下「ローン規定」という。)に定められた取引に使用するカード(以下「カード」という。)を発行し、本カードローン契約者本人(以下「本人」という。)に貸与するものとします。

第2条(カード利用)

カードは、次の場合に利用することができます。

1. 当行の現金自動預入払出兼用機(以下「預入払出機」という。)を使用してローン規定に基づく取引専用の当座勘定(以下「当座勘定」という。)に入金する場合。
2. 当行の現金自動支払機(預入払出機を含む。以下「支払機」という。)を使用して当座勘定から出金する場合。

第3条(預入払出機による入金)

1. 預入払出機を使用して当座勘定に入金する場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、預入払出機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預入払出機による入金は、預入払出機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条(支払機による出金)

1. 支払機を使用して当座勘定から出金する場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
2. 支払機による出金は、1千円単位とし、1回あたりの出金は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。

第5条(預入払出機・支払機故障時等の取り扱い)

停電、故障等により預入払出機または支払機による取り扱いができない場合には、カードの使用を一時的に中止する場合があります。(そのために生じた損害については、当行に故意、重大な過失がない場合には、当行は責任を負いません。)

第6条(届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等)

1. 暗証番号を変更する場合には、当行所定の方法により行ってください。
2. カードを紛失し、または盗取された場合には、直ちに本人から当行所定の受付場所に届け出てください。

さい。この届出を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にも同様に直ちに本人から当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

3. カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要なときは、当行所定の方法により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
4. カードの使用不能の場合についても第2項以下に準じて当行所定の手続により取り扱いを行うことができるものとします。

第7条(カード・暗証の管理等)

1. カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
2. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当行が本人に交付したカードの電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、出金を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

第8条(偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによる不正な出金について、本人の故意による場合、または当該出金について当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

第9条(盗難カードによる出金等)

1. 本人がカードを盗取され、当該カードによりなされた不正な出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金の額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合には適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - A) 本人に重大な過失があること
 - B) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗取された場合

第10条(預入払出機・支払機への誤入力等)

預入払出機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第11条(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第12条(解約等)

1. 本カードローンを解約する場合には、磁気ストライプ部分を切断のうえカードを破棄してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断り

- することがあります。
3. 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。当行所定の方法により当行が本人であることを確認できたとき等当行が利用の再開を認める場合は、カードを再発行します。
- (1) 「譲渡、質入れ等の禁止」の条項に定める規定に違反した場合。
 - (2) カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第13条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、ローン規定により取り扱います。

閉じる

Copyright © The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. All right reserved.



カードローン「バンクイック」

保証委託約款

第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下「保証会社」という。)が負担する保証債務は、私が株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「銀行」という。)の「三菱東京UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定」(以下「規定」という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(＜個人情報取り扱いに関する同意書＞を含む。以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

第3条(求償権)

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%(365日の日割り計算)による損害金を支払うことに同意します。

第4条(事前求償)

1. 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
 - (1) 弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
 - (2) 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - (7) その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 私が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)であることが判明した場合、および下記の各号の1つにでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約することができます。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて

銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由が生じた場合

3. 前項および前々項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
4. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。

第6条(弁済の充当順位)

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第7条(通知義務・書類等の提出)

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
3. 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとします。

第8条(信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。

(注) 詳しくは、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に記載しています。

第9条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第10条(費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第11条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第12条(契約の変更)

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
2. 前項による変更後の本約款の内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降の取引から適用されるものとします。
3. 前項の相当期間経過前であっても、本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係わる取引をした場合、保証会社は、私とその変更内容を承認したものとみなします。

第13条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第14条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

閉じる

Copyright © The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. All right reserved.